

平成28年10月21日

各 位

|       |                     |       |  |
|-------|---------------------|-------|--|
| 会 社 名 | 株式会社マルキョウ           |       |  |
| 代表者名  | 代表取締役会長兼 CEO        | 齊田 敏夫 |  |
|       | (コード：9866、福証)       |       |  |
| 問合せ先  | 総務部部長               | 安岡 洋一 |  |
|       | (TEL. 092-501-5221) |       |  |

### 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年12月15日開催予定の第52期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において定款の一部変更が承認されることを条件として、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 決算期変更の理由

本日付「株式会社リテールパートナーズと株式会社マルキョウとの経営統合に関する経営統合契約及び株式交換契約の締結に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社リテールパートナーズ（以下、「リテールパートナーズ」といいます。）と当社は、両社の間で経営統合を実施し、リテールパートナーズを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことについて合意に達し、本日開催されたそれぞれの取締役会の決議に基づき、経営統合契約及び株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

これに伴い、当社の事業年度は、現行の定款において「毎年10月1日より翌年9月30日まで」と定められておりますが、当社は、株式交換完全親会社となる予定のリテールパートナーズの事業年度と統一することで、経営全般にわたってより効率的な事業運営を行うため、事業年度を「毎年3月1日より翌年2月末日まで」に変更する定款変更（以下、下記「4. 本定款変更の内容」記載の決算期変更に伴う所定の定款変更と併せて「本定款変更」といいます。）を実施いたします。

なお、本定款変更は、本株主総会において本株式交換契約を承認する旨の議案が会社提案どおりに承認可決されること及び平成29年2月28日の前日までに本株式交換が中止されていないことを条件として、平成29年2月28日にその効力を生じるものといたします。

#### 2. 決算期変更の内容

現在：毎年9月30日

変更後：毎年2月末日

(注) 決算期変更の経過期間となる第53期は、平成28年10月1日より平成29年2月28日までの5か月決算となる予定です。

#### 3. 今後の見通し

本日付で公表いたしました「株式会社リテールパートナーズと株式会社マルキョウとの経営統合に関する経営統合契約及び株式交換契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、証券会員制法人福岡証券取引所において平成29年2月24日付で上場廃止となる予定であるため、決算期変更に伴う今期（平成28年10月1日～平成29年2月28日）の業績予想の発表は控えさせていただきます。

4. 本定款変更の内容

本定款変更の内容は、次のとおりであります。

<新旧対照表>

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p>第1条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎年12月</u>に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>(基準日)</p> <p>第14条 <u>当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>第15条～第36条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>より翌年<u>9月30日</u>までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第38条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第40条～附則第1条 (条文省略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>第1条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度の終了後3か月以内</u>に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>(削除)</p> <p>第14条～第35条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>より翌年<u>2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第37条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第39条～附則第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 <u>第37条の規定にかかわらず、第53期の事業年度は平成28年10月1日より平成</u></p> |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <p>&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: right;"><u>29年2月28日までとする。</u></p> <p><u>第3条 本附則第2条は、平成29年2月28日の経過をもって無効となるものとし、自動的に削除されるものとする。</u></p> |
|-------------------|--|

(注) 上記の表における現行定款の内容は、当社の第52回定時株主総会の開催日（平成28年12月15日）現在における内容であります。

#### 5. 日程

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 本株主総会の開催日  | 平成28年12月15日（予定） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成29年2月28日（予定）  |

以 上